

(一社)愛媛県サッカー協会

東予サッカーリーグ規約

東予サッカーリーグ実施要綱

東予サッカーリーグ

変更: 1996-04-06
1997-03-08
1998-03-30
1999-03-30
2000-03-05
2002-03-03
2003-03-02
2004-04-15
2005-04-22
2006-02-19
2007-02-18
2008-02-17
2009-02-22
2010-02-21
2011-02-13
2012-02-12
2013-02-17
2013-07-28
2014-02-16
2015-02-15
2016-03-04

改訂: 1995-12-17

東 予 サ ッ カ ー リ ー グ 規 約

- 第1条 このリーグは『東予サッカーリーグ』という。
- 第2条 このリーグは(一社)愛媛県サッカー協会、及び第1種委員会の統括を受ける。
- 第3条 このリーグの事務局は 東予リーグ事務局宅におく。
- 第4条 このリーグは加盟チームの相互の協力により、東予地区社会人サッカーの水準向上を期し、合わせてサッカー競技の普及に努めるとともに、サッカーを通じて相互の親睦共励により、よき社会形成者となることを目的とする。
- 第5条 このリーグは前条の目的を達成するために次の事業を行う。
1. 東予サッカーリーグ戦の実施
2. (一社)愛媛県サッカー協会主・共催及び主管行事への積極的協力
3. サッカー技術の研究、及び指導
4. その他、このリーグの目的達成に必要な事業
- 第6条 このリーグは(一社)愛媛県サッカー協会に加盟している東予地区の第1種団体(四国リーグ、県リーグ加盟を除く)により構成する。
加盟チームは、第4条の目的を達成するために必要な条件を備えた団体、及び個人でなければならない。
- 第7条 このリーグは加盟チーム数に合わせた部制をとり、各部には代表者を定める。原則として各部代表者は、前年度の成績により、昇格、降格、入れ替え戦を行った後の首位チームより選出し、初回運営会議で承認する。リーグは事務局、各部代表者、及び各チーム代表者による運営会議を行い、その議決に基づき加盟チームの相互協力による自主運営を行う。運営会議は事務局、及び各部代表者の指示に従い構成員を設定する。
- 第8条 運営会議では次の事項を審議決定する。
1. リーグ戦の計画、運営に関する事項
2. その他の事業の計画、運営に関する事項
3. 予算、並びに決算
4. 賞罰の裁定
5. 本規約並びにリーグ戦実施要綱の改廃
6. その他決議を要する重要事項
- 第9条 運営会議は2月、7月、12月を定期運営会議とし、必要に応じて事務局が招集し、臨時に開催する。運営会議議長は基本的に事務局、又は各部代表者が行う。
- 第10条 リーグ戦は別に定める『東予サッカーリーグ実施要綱』に基づき実施する。
リーグ戦実施の結果、I部優勝チームは県リーグII部へのチャレンジマッチに出場するための推薦を受ける資格を与えられる。優勝チームがその出場権を放棄した場合は第2位のチームまではその資格が移動する。但し、推薦の段階で3級以上の審判をチームで5名以上登録していることを条件とする。その他条件は別途定める。
- 第11条 このリーグに参加するチームは、別に定める年会費を納入する。原則、4月末日まで。
- 第12条 このリーグの経費は次に掲げるもので支弁する。
1. 年会費(リーグ戦参加料)
2. (一社)愛媛県サッカー協会、及び同東予支部からの補助金
3. 寄付金
4. その他の収入
- 第13条 このリーグの会計年度は、毎年4月1日から翌年3月末日までとする。
- 第14条 リーグ戦等において故意による棄権、その他重要な規約違反等のあった場合は、運営会議の裁定によりチーム及び個人を処罰することができる。
- 第15条 この規約および実施要綱に違反をした場合、および重大な不正行為があった場合は、規律委員会を開催し、その処分を決める。
尚、規律委員会は1種委員長、事務局、各部代表者で構成し、決定した処分の内容については、当該チームおよびその他全てのチームに連絡する。

東 予 サ ッ カ ー リ ー グ 実 施 要 綱

1. 開催期間 原則として毎年3月より12月までとする。(東予リーグ内入替え戦を含む)
2. 参加資格 当該年度に(公財)日本サッカー協会に1種登録した団体及び個人であって、当年度初までに(1月末日)所定の用紙にて参加意志を表明したチームで、下記の項目の要件を満たすものとする。
 - ① 有資格者の審判員が5名以上で、かつその審判員が更新手続きを行っていること。
 - ② ユニホームを正、副、2種類以上揃えていること。黒、紺色など審判服と紛らわしい色は認めない。
 - ③ 登録人員が、すべてスポーツ保険に加入していること(加入用紙のコピーを提出)。
 - ④ 登録人員(選手)が、16名以上いること。
 - ⑤ 以下の条件を満たすチーム代表者(及び代理者)がチームに存在すること。
 - ・チーム代表者(及び代理者)はチームにより選ばれた者である。
 - ・チーム代表者(及び代理者)は試合内外におけるチームの統括を担う責任者であり、全てのチーム責任を負うものとする。尚、新規参加チームについてはさらに
 - ⑥ 年会費とは別に新規加入金2万円を納入すること。
 - ⑦ 年間5回、休日に終日使用できるグラウンドを準備できること。
 - ⑧ 3級以上の審判員を1名以上登録すること。
 - ⑨ 有資格審判員5名以上を前期第1節までに準備すること。
 - ⑩ E-mail可能なPCを2台(2名)準備できること。
 - ⑪ 誓約書を事務局へ提出すること。
3. 参加申込 東予サッカーリーグ加入申込書、選手名簿を事務局へ提出する。年会費は所定の用紙で4月末日までに事務局へ振り込む。
4. 年会費 年会費は運営会議にて現状に応じた額を設定する(1チームにつき6万円とする)。
5. 各部編成 リーグ開催までに開催される定期運営会議において、当年の各部のチーム編成を決定する。なお、参加チーム数に応じて、入替戦後に別途定める基準に従って編成を調整することがある。
6. 競技規約
 - ① 試合時間…基本的に80分とする。
 - ② メンバー表の提出…試合前に審判と対戦チームに提出する。提出後の訂正は原則認めない。
 - ③ IDカードの提出…試合前に審判に提出する。原則はコピー不可。
 - ④ 交代…メンバー表記入の7名の内から6名とする。
 - ⑤ 試合球…(公財)日本サッカー協会検定球5号(各チーム持参)。
 - ⑥ 審判…相互審判4級以上で主審、副審とも必ず審判服着用のこと。
審判証及び必要な審判用具を対戦両チームへ提示すること。
無資格者が審判をした場合は、罰金として5万円を事務局へ支払うものとする。
 - ⑦ 試合成立人員…7名以上とする。
 - ⑧ 棄権…スコアは「7-0」とする。但し、次の罰金を科する。
※棄権の通知を試合日の3日前までに行った場合は、事務局へ1万円、その他の場合は2万円を事務局へ支払う。試合開始予定時刻を15分経過時に7名以上の選手がいなくても、後者に含む。さらに1年度内に2回以上棄権の場合は規律委員会で処分を決める。
なお、悪天候等による不測の事態で試合が延期される場合で、かつ、延期日が2週間以内の場合の棄権については罰金を適用しない。入替戦の棄権についても罰金を適用しない。
 - ⑨ 退場…退場または次の警告累積数の選手は次回の試合を出場停止とし、規律委員会で処分を決める。警告累積数:10試合以上/年なら3枚、9試合以下/年なら2枚
 - ⑩ リーグ途中での棄権…リーグ途中で棄権したチームについては、規律委員会で処分を決める。
 - ⑪ 夏場は飲水タイムを設定することができる。
 - ⑫ その他は(公財)日本サッカー協会競技規則に準ずる。
7. 順位決定 順位決定は、全試合終了時の勝点の多い順とする。
勝試合…3点、引き分け…1点、負け試合…0点とする。
勝点と同じ場合は、1. 得失点差、2. 総得点、3. 当該チームの対戦結果により順位を決定する。
8. 表彰 表彰は各部単位で決定し、リーグ全体で行う。
優勝チーム…カップ(東予支部会長杯)(I部のみ)、賞状(1)、賞品(1)
準優勝チーム…賞状(1)、賞品(1)
得点王・準得点王…賞状(1)、賞品(1)、上位・下位の場合は それぞれから得点王を選出する。

9. 運営方法 リーグ運営は、基本的に各部代表者がその具体的な実施計画をまとめ、各部チーム代表者の間で調整をとるものとする。
- ① 会場…各チームが輪番制などで準備、片付けを行う。
 - ② 準備…会場準備担当チームが行う。尚、担当チームは会場使用料を一時立替え、後で事務局へ請求するものとする(要領収書)。尚、担当チームには準備費5千円(GF新居浜は7千円)を支払う。会場準備担当者の任務は試合開始の時間までにピッチライン、運営担当机椅子等を準備することとする。会場準備担当チームがその任務を怠った場合は、罰金1万円とする。
 - ③ 片付…最終試合を行った2チームが会場使用最終責任者として片付けをし、放置されているゴミを持帰る。また、施設の異常などを発見した場合は、遅滞なく施設管理者及び事務局へ連絡する。尚、会場により片付け費を設定し支払うことがある。会場使用最終責任者としての任務を怠った場合は、罰金1万円/チームとする。
 - ④ 審判…組合せの時決定する。審判料は1試合6千円(記録員のみの場合1千円)とする。
 - ⑤ 中止/中断/延期…悪天候等による中止の判断は、施設管理者の判断を最優先し、その他の場合でも試合の両チームと審判で判断する。中止の連絡は会場担当チームが部代表者と全チーム、事務局に行う。中止となった試合以降は天候など回復しても行わない。悪天候等による試合の中断の判断は審判及び該当両チームで行い、中断時間は、雷の場合最長30分、それ以外の場合最長20分とし、天候が回復しない場合は延期とする。延期された試合の再開方法は中断された時点からとし、詳細は別途協議する。延期についての連絡は該当チームが部代表者、事務局に、部代表者は関係チームに行う。入替戦の前週の試合が中止(中断後再開不能な試合も含む)となった場合、その結果はドロー(0対0)とする。
 - ⑥ 報告…試合結果、審判報告書は、最終試合の審判がその日の全試合の記録を、次の日までに各部代表者へ郵送するものとする。ただし、その日の試合で退場者がでた場合は最終試合の審判が当該試合の試合結果記録、審判報告書を、次の日までに審判部へFAX等する。また、各部代表者は試合の次週金曜日までにその節の全試合結果記録を所定の用紙にて事務局、審判部へE-mail(FAX可)する。試合結果記録、審判報告書の原紙は審判部へ郵送等(試合の次週金曜日必着)し、そのコピーは各部代表者で保管する。各報道機関への報告は事務局より行う。詳しくは、別紙“報告書の流れ”を参照のこと。
 - ⑦ 日程…試合日程は、原則変更不可とする。但し、止むを得ない理由により日程を変更する場合は別紙“日程変更の流れ”に則り、処理を進める。
 - ⑧ 会計…各部代表者は、前期・後期終了時に事務局へ会計報告を行う。
 - ⑨ 入替え戦(リーグ各部間入替え戦について)…最下位部を除き、各部最下位チームは自動降格し、最上位部を除き、各部優勝チームは自動昇格とする。各部最下位から2番目と第2位のチームで入替え戦を行う。入替え戦の実施計画と実施は事務局が行う。同点の場合は上位部のチームの勝ちとする。リーグ内の昇・降格の放棄、辞退は認めない。入替え戦の辞退も原則認めない。県リーグへのチャレンジ資格は別途定める。
 - ⑩ 定期運営会議などの設定…リーグ運営実施要綱、その他諸制度などの事項についての運営会議や、審判研修などを年4回程度開催する。構成員は、事務局、各部代表者及び各チーム代表者(審判研修の場合は各チーム審判代表者)で、チーム代表者欠席の場合は必ずそのチームを代

表して発言、決定できる者が代理として参加するものとする。チームが欠席の場合、1回目1万円、2回目5万円の罰金とする。

⑪ 規律委員会の設定…

東予リーグ運営にあたって、迷惑を掛ける行為があったチーム及び個人には規律委員会で協議し、処分を与える。退場処分が3試合以上かつ6ヵ月未満の出場停止処分となった場合はチームに対し罰金1万円及びボランティア参加の処分を与え、退場処分が6ヶ月以上の出場停止処分となった場合はチームに対し罰金5万円及びチーム代表者交代(但し、(公財)日本サッカー協会による処分を優先させる)の処分を与える。その他競技上の退場者等の懲罰は(一社)愛媛県サッカー協会規律フェアプレー委員会が最終決定する。

⑫ 臨時委員会の設定…

リーグ運営に於ける計画の立案、諸制裁等の取り決め事項に対し、東予リーグ内で臨時委員会を設定する。この委員会は事務局及び各部代表者で構成し、開催するものとする。

⑬ 謝金の設定…

リーグ運営協力に対し下記の謝金をチームに対し支払う。

各部代表者 1万円/チーム、事務局 2万円/チーム、事務局長 3万円/チーム

10. 審判

原則、チームの審判は名簿に登録されているものに限るが、派遣審判申請書を審判部へ提出することで審判員を派遣できる。

各チームとも主審、副審は必ず審判服を着用すること。ウェア、短パン、ストッキングは黒を着用。

各チーム及び選手は審判への抗議は一切行わないこと。

不慮の事故等を除き、当日審判に当たるチームがその任務を怠った場合、又試合開始時間を15分経過してもその任務につかない場合、罰金として2万円を事務局へ支払うものとする。その他、下記問題等に対しては、その都度臨時委員会・規律委員会でその処置を決定するものとする。

・明らかに審判のマナーとしての弁えが欠けると判断された場合

・審判が不慮の事故を除き、その任務を怠った場合、試合予定の2チームに対する処置

・審判証及び必要な審判用具の提示がなかった場合

チームが事務局に依頼して審判を派遣する場合(3名)は審判料は1万円とし、不足分は当該チームが折半する。

11. ユニホーム

各チーム、上下、ストッキングはキーパーを除き統一する。又、キーパーは他選手と区別できるものとする。レガースは必ず着用すること。黒、紺色など審判服と紛らわしい色は認めない。

12. 登録選手

(公財)日本サッカー協会登録チームの試合であり、必ず定期登録、追加登録(県協会から発送された仮登録票コピーとスポーツ保険加入書コピー及び選手名簿(改訂版)を事務局が受理した段階で出場を認める)をした選手とし、登録外選手の出場は認めない。

① 試合開始までに登録外選手を発見した場合は、その選手の出場を不可とすることができる。

② 試合中に登録外選手を発見した場合、その試合は没収試合とし、スコアは7-0とする。この場合も罰金として2万円を事務局へ支払うものとする。

③ 試合終了後に登録外選手が出場したのが判った場合、試合は成立する。

尚、②③の場合、登録外選手および当該チームについては、規律委員会で処分を決める。

④ IDカードを不正に使用した場合、当該チームはリーグ除名とする。

⑤ 登録されているが、選手名簿に記載のない選手が出場した場合(名簿の未改訂)は、罰金として1万円を事務局へ支払うものとする。

13. メンバー表、交代選手カード提出

各チームは試合開始前に所定の用紙にてメンバー表を、審判及び相手チームに提出すること。

又、選手の交代については、必ず交代カードを審判(記録係)へ提出して行うこと。

交代カードには監督サインを記入すること。

14. 退場処分 退場処分者が出た場合は、その部の代表者が速やかに審判部、事務局へその状況について連絡するものとする。事務局はその内容に応じて規律委員会を開き、必要な懲罰案を作成する。懲罰の最終決定は(一社)愛媛県サッカー協会規律フェアプレー委員会が行う。